

【各戸の住まい方について】

1 玄関ドア

- (1) 玄関のドアは防火、防犯に大切な役目をもっています。ドアスコープ(のぞき窓)・ドアチェーンは十分活用して、防犯に心掛けてください。
- (2) 鍵は、住宅とともにお貸ししたものです。3本の鍵のうち1本でもなくしますと、錠も鍵も入居者の負担で取り替えていただくことになります。大切に保管してください。
※京都府では、入居時に渡した鍵以外の合鍵（マスターキー）は作成していません。

2 玄関土間等

- 玄関土間、廊下、ベランダ等は防水してありませんので、水をまいたりしないでください。
(団地によりベランダ等防水改修しているところもありますが、隣接、下階住戸へも迷惑がかかるため水まきはやめてください。)

3 結露

特に冬場、ストーブ等の暖房時に起こる現象ですが、室内の空気中の水蒸気が、冷たい壁や天井などに水滴となって付着することを結露といいます。

結露をそのままにしておくと壁、天井にカビが発生し、家具、畳等が腐りやすくなります。

結露を防ぐために、十分換気をしていただくよう注意してください。

- (1) コンクリートの住宅は、すき間が少なく自然換気が行われにくいので、小窓を開けるなど、できるだけ部屋の換気に心掛けてください。
- (2) 押入れや物入れなどの戸を開け、内部の乾燥に努めてください。
- (3) 家具などは、壁からある程度間隔をあけて通風をよくしてください。
- (4) 壁がぬれてきた場合は、乾いたタオル等で拭き取ってください。

4 電気器具の使用

各戸の電気配線は、電灯コンセント併用回路、電灯回路又はコンセント回路等の数回路となっており、各回路にブレーカー（過電流遮断器）が付いています。

各回路において、規定容量以上の電気を使用した場合にはブレーカーが自動的に落ち、停電となって配線や機器を損傷から守ります。

ブレーカーが落ちた場合は、その原因を取り除いてから入れてください。

なお、200V用電磁（IH）調理器は、一部の団地を除いて使用できません。

5 ガス器具の使用

- (1) ガスは外出や就寝の前に必ず元コックを閉めてください。
- (2) 使用の際は、室内の換気に十分気をつけてください。
- (3) ガス器具は、都市ガス、プロパンガスの種類にあったものを使用してください。異なる器具を使用しますと、不完全燃焼をおこし、火災や中毒の原因となります。

6 風呂

- (1) 住宅には浴室が設けてありますが、浴槽を設けていない住宅については、浴槽は各自で設置してください。また、各自で取り付けした浴槽、釜については、各自の負担で退去時に必ず撤去してください。浴室には防水がしてありますので浴槽を取り付ける場合には損傷しないよう特に気をつけてください。
- (2) 焚き口扉（廊下に面している場合）に錠を付けることをおすすめします。子供のいたずらで空焚きされたり、幼児が煙突に触れ火傷をするなどの事故を防ぐためです。

7 便所

トイレットペーパー以外の紙等を使用したり、紙おむつなど水に溶けない物を便器に流すと故障（詰まり）のもとになりますので、絶対に流さないでください。詰まった時は自己負担で直すことはもちろんですが、他の入居者に大変に迷惑がかかりますので十分注意してください。

8 PS（パイプスペース）

- (1) 廊下に面したり、階段室附近に水道やガスのパイプが通っているスペースがあります。物を入れるところではありません。水道管は、ビニールパイプの部分がありますので、上に物を置いて損傷させると下階への漏水の原因になり他の入居者へ大変迷惑になります。また、子供が遊ばないようにしてください。
- (2) 水道、ガスのメーターの検針のため、扉には錠は付けしないでください。

9 ベランダ

- (1) 火事など非常の際は、隣との間仕切り壁を破って隣へ避難するようになっています。そのため間仕切り壁の近くに物を置かないでください。
- (2) 洗濯用排水管には、洗濯機の排水ホースを差し込むパイプまたは床排水の金具がありますので、排水ホースをしっかりと差し込んでください。
- (3) 手すりの上に植木鉢や牛乳ビンなどを置くと、落ちるなど大変危険ですので絶対に置かないでください。
- (4) 手すりの近くに箱などを置くと、子供が上がって転落する危険がありますので、注意してください。

10 ゴミの収集

ゴミは市（町）から集めに来ますので、分別収集の日を確認し、必ず所定の日在所定の場所へ出してください。

また、引越し時のゴミ等（家財なども含む）は、通常のゴミとは別途扱いになる場合がありますので、必ず市（町）の担当課へ確認してください。

その他の日に出したりすると、ゴミが散乱したり悪臭の原因にもなり、他の入居者に大変迷惑をかけます。

11 その他

- (1) 柱や壁などに大きな釘を打ったり、棚を取り付けたりしないでください。
- (2) 流し台の排水金具、浴室、洗面所の床排水金具等はこまめに掃除してください。ゴミが詰まると流れなくなります。
- (3) 水道、電気、ガス等の開閉栓手続きは、入退去時に各自で行ってください。
- (4) インターネット向けの光ケーブル等設置の対応はしておりませんが、申し込みされる場合は、光ケーブル供給会社に相談してください。（光ケーブル供給会社と府営住宅管理センターで協議します。）
- (5) 台所と各居室等の天井に設置してある住宅用火災警報機器が正確に作動するか定期的に点検しましょう。